

振り込む前に まずは相談しましょう

「おかしいな」、「不安だな」と思ったら下記の番号に電話をしましょう。

市消費生活センター

TEL 71・2100（直通）
受付時間 午前9時～午後4時
※平日のみの受け付けです。

中信消費生活センター

TEL 40・3660
受付時間 午前8時半～午後5時15分
※平日のみの受け付けです。

消費者ホットライン

TEL 188「嫌や（イヤヤ!）」

安曇野警察署

TEL 72・0110

全国共通警察相談ダイヤル

「# 9110」（携帯電話からも通話可）

マイナンバー制度に 便乗した詐欺にも注意！

平成28年1月以降、社会保障や税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することが必要になってきます。一方で、マイナンバーの本来の使い方ではない、マイナンバー制度に便乗した不審な電話に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

「口座番号を教えてください」、「個人情報を調査する」などといった電話があったらすぐに切り、来訪があっても断ってください。少しでも不安を感じた場合には近くの消費生活センターや警察にご相談ください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL 0120・95・0178

特殊詐欺の手口 こんな言葉に要注意！

被害が増加している代表的な3つの特殊詐欺。こんな言葉に注意しましょう。

オレオレ詐欺

電話で家族（子や孫）を装い、困っていると行って不安にさせ、借金返済や示談金などの名目でお金をだまし取る。

こんな言葉に注意！

- ・風邪をひいて声が変わった。
- ・今すぐに現金が必要！
- ・部下（同僚）がお金を取りに行くから渡して！
- ・カバンを落とした。無くした。

還付金詐欺

市役所などの名をかたり、医療費や税金の還付手続きと思わせ、電話で指示をして金融機関のATM（現金自動預払機）まで誘導し、送金させる。

こんな言葉に注意！

- ・税金や医療費を返します。
- ・携帯電話を持ってATMへ行ってください。
- ・指示するとおりにATMを操作してください。



架空請求詐欺

インターネットの有料サイトの使用料など身に覚えのない請求を、手紙やはがき、メールなどで送り付ける。

こんな言葉に注意！

- ・サイトの未納料金があります。
- ・サイト利用料金滞納者の調査会社です。
- ・至急、連絡がないと、法的手続きをとります。

特殊詐欺への対応策を 消費生活相談員に伺いました

特殊詐欺被害防止には 手口を覚え、家族や地域も 協力することが大切です



地域づくり課市民相談室
消費生活相談員 内田俊博さん

「オレオレ詐欺」に対する対処法を教えてください。

最近では、複数の人物が役割分担をして電話をかけてきて、巧妙に信じこませようとする手口が増えています。携帯電話番号が変わったと言われても、また電話口でどんなに急がされても、いったん電話を切り、自分から本人の今までの電話にかけて事実確認をしたり、ほかの家族に相談したりしましょう。

「還付金詐欺」に対する対処法を教えてください。

まず、現金自動預払機（ATM）操作で返金などはされません。公的機関が、機械を操作させて返金（還付）手続きをすることは絶対にありません。「ATM操作で返金の手続きをします」は絶対に詐欺です。電話が来てもすぐ切るようにしてください。

「架空請求詐欺」への対処法を教えてください。

身に覚えのないお金の請求は要注意です。メールなどに記載された番号に連絡することで、皆さん

だまされないための 「5つの対策」

- ①はっきり断る
- ②うまい話はまず疑う
- ③気軽に財産の内容を教えない
- ④署名、押印はうかつにしない
- ⑤迷ったら一人で悩まず、まず相談する

最後に、特殊詐欺被害に遭わないためのその他の対処法はありますか。

電話機の機能を使った対策が効果的です。留守番電話や非通知電話の拒否設定、ナンバーディスプレイ機能を利用したり、家族や親類の電話番号を登録したりするな

の情報が相手に伝わりやすくなります。絶対に連絡やお金を振り込まず無視しましょう。
また、1人で判断せず、必ず周囲の人に相談することも大切です。特殊詐欺の手口を覚え、だまされないための左に示した「5つの対策」に心掛けてください。

家庭や地域も協力し、 被害防止対策

特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者の皆さんに日ごろから隣近所で声を掛け合い、変化を見逃さないようにしましょう。

地域やグループで協働のまちづくり出前講座を受講し、特殊詐欺の手口を知りましょう。

そして、「特殊詐欺」の電話に出ないようにするのが一番です。
家族間では、遠方で普段なかなか連絡を取りにくい家族とも、こまめに連絡を取り合ったり、家族内でしか分からない「愛（合）言葉」を決めたりしておき、「特殊詐欺」を家族の絆で防ぎましょう。
市の「協働のまちづくり出前講座」のメニューに「消費生活講座」があります。詐欺被害を1件でも減らすため、ぜひ多くの皆さんに出前講座を利用していただけたらと思います。困った場合は一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。